

# 加古川市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

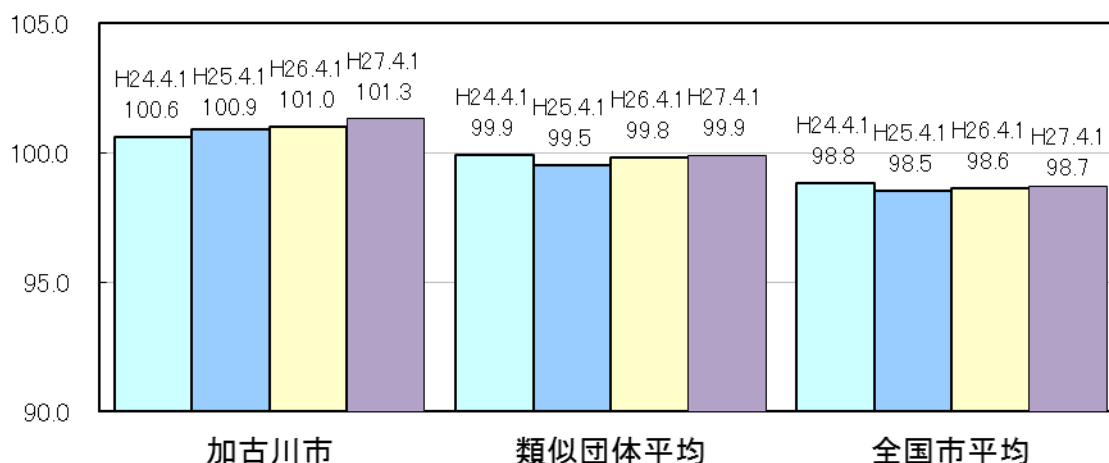
区分	住民基本台帳人口 (平成27年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度 の人件費率
26年度	人 270,589	千円 77,689,491	千円 679,465	千円 15,548,600	% 20.0	% 20.3

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	人 1,492	千円 6,201,210	千円 1,505,643	千円 2,281,981	千円 9,988,834	千円 6,695	千円 6,416

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 平成 24 年及び平成 25 年は、国家公務員の時限的な（2 年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成 27 年 4 月 1 日のラスパイレス指数が、① 3 年前に比べ 1 ポイント以上上昇している場合、② 3 年連続で上昇している場合、③ 100 を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

理由：初任給が国を上回ることや国が実施した平成 27 年 1 月の昇給 1 号俸抑制を実施していないため。  
改善の見込み：給与構造見直しに伴う現給保障を廃止したことや給与制度の総合的見直しにあわせ、給料表の構造見直しを行ったことにより、改善が図られると見込んでいる。

#### (4) 給与改定の状況

##### ① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
27年度	円	円	円 ( % )	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の 4 月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

##### ② 特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
27年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

※ 人事委員会は設置していない。

#### (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均 2 % の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

##### ① 給料表の見直し

[  実施 ] 未実施]

##### 【参考】

(給料表の改定実施時期) 平成 27 年 4 月 1 日  
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均 1.9% 引下げ。若年層については国の見直しに準じて据え置く一方、高齢層について最大 4.7% の引き下げを実施。激変緩和のため、3 年間（平成 30 年 3 月 31 日まで）の経過措置（現給保障）を実施。  
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

【参考】

（支給割合）国基準3%に対し、加古川市においても3%を支給。  
（実施時期）改正なし

（参考）

	平成 26 年度の 支給割合	平成 27 年度の支給割合		見直し後の支 給割合 (H28.4.1)
		4 月 1 日時点	遡及改定後	
国基準による支 給割合	3 %	3 %	3 %	3 %
加古川市の支給 割合	3 %	3 %	3 %	3 %

③その他の見直し内容

【参考】

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成 27 年 4 月 1 日実施）

(6)特記事項

**2 職員の平均給与月額、初任給等の状況**

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（27年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
加古川市	41.5 歳	329,718 円	422,100 円	373,068 円
兵庫県	44.4 歳	339,700 円	432,182 円	390,192 円
国	43.5 歳	334,283 円	—	408,996 円
類似団体	42.1 歳	325,120 円	428,229 円	373,896 円

②技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
加古川市	46.9 歳	160 人	357,531 円	407,265 円	383,151 円
うち 清掃職員	47.0 歳	76 人	361,050 円	441,433 円	393,072 円
うち 調理師	44.9 歳	33 人	347,476 円	367,821 円	367,821 円
うち 用務員	50.2 歳	24 人	363,908 円	380,448 円	378,912 円
うち 自動車運転士	57.3 歳	1 人	390,500 円	430,450 円	427,450 円
うち その他	45.4 歳	26 人	352,854 円	381,313 円	375,816 円
兵庫県	53.0 歳	550 人	335,200 円	400,005 円	368,982 円
国	50.2 歳	2,994 人	289,141 円	—	328,318 円
類似団体	48.6 歳	159 人	330,154 円	395,285 円	367,935 円

区 分	民 間			参 考
	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
加古川市	—	—	—	—
うち 清掃職員	廃棄物処理業	44.9 歳	289,500 円	1.52
うち 調理師	調理士	41.9 歳	271,200 円	1.36
うち 用務員	用務員	54.6 歳	200,300 円	1.90
うち 自動車運転士	自家用乗用自動車運転者	56.8 歳	244,200 円	1.76
うち その他	—	—	—	—
兵庫県	—	—	—	—
国	—	—	—	—
類似団体	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
加古川市	—	—	—
うち 清掃職員	6,919,465 円	3,952,300 円	1.75
うち 調理師	5,870,658 円	3,567,300 円	1.65
うち 用務員	6,135,260 円	2,774,400 円	2.21
うち 自動車運転士	7,012,017 円	3,223,700 円	2.18
うち その他	—	—	—

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成 24～26 年の 3 ヶ年平均）。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
加古川市	40.5 歳	326,318 円	381,633 円
兵庫県	41.4 歳	355,700 円	413,629 円
類似団体	41.0 歳	322,460 円	376,834 円

1 「平均給料月額」とは、27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（27年4月1日現在）

区 分		加古川市	兵庫県	国
一般行政職	大学卒	180,800 円	177,546 円	174,200円
	高校卒	146,500 円	143,863 円	142,100円
技能労務職	高校卒	151,800 円	140,525 円	—
	中学卒	—	—	—
教育職	大学卒	180,800 円	198,266 円	—
	高校卒	—	176,269 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（27年4月1日現在）

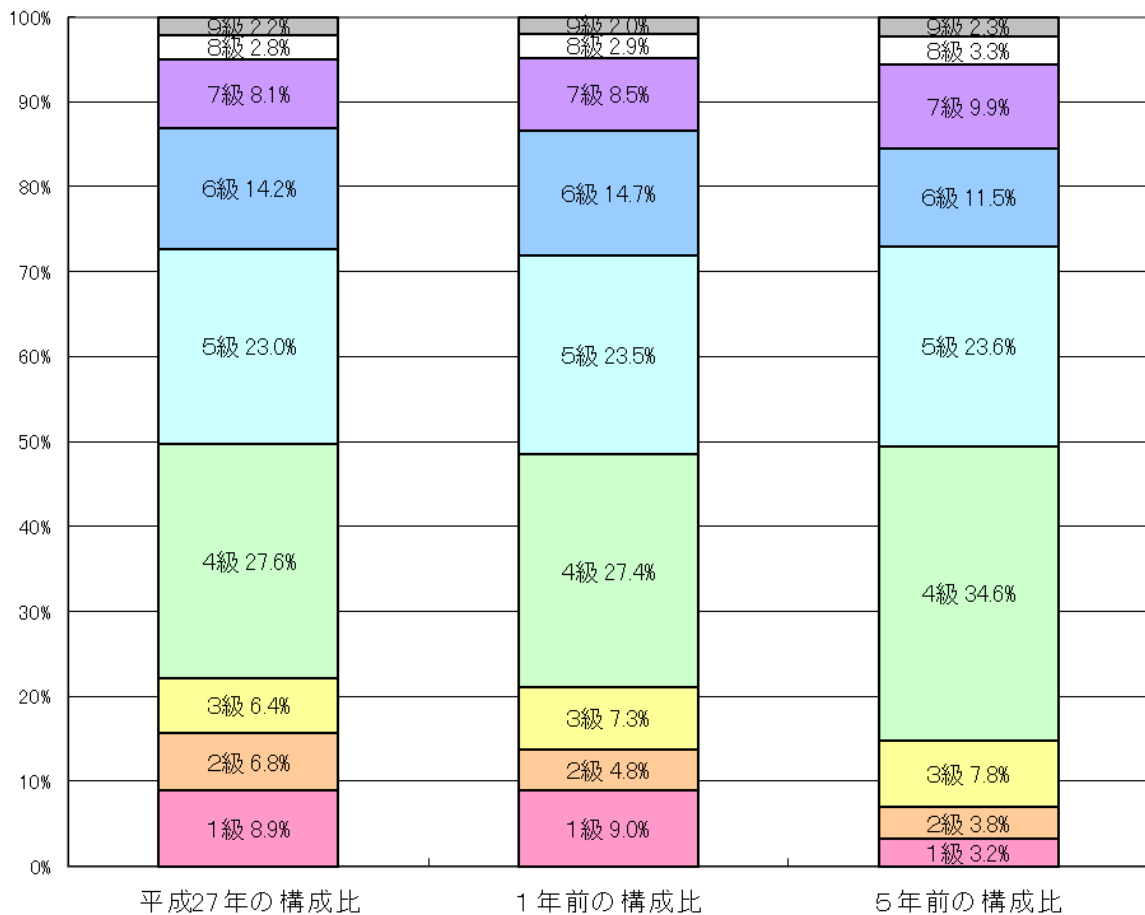
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	269,780 円	362,270 円	396,370円	416,330円
	高校卒	— 円	331,210 円	— 円	— 円
技能労務職	高校卒	— 円	333,800 円	366,470円	380,120円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（27年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	事務員、技術員	68人	8.9%	137,600円	244,900円
2級	書記、技手	52人	6.8%	187,700円	301,900円
3級	主事、技師	49人	6.4%	208,800円	347,700円
4級	主査	210人	27.6%	241,700円	378,700円
5級	係長	175人	23.0%	285,000円	390,700円
6級	副課長	108人	14.2%	315,800円	407,900円
7級	課長	62人	8.1%	360,100円	442,600円
8級	次長	21人	2.8%	405,800円	466,300円
9級	部長	17人	2.2%	456,100円	525,200円

- (注) 1 加古川市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



## (2) 昇給への勤務成績の反映状況

副課長級以上の管理職については、下記のとおり勤務成績(人事評価)を反映。

- ・ 昇給日前1年間(以下、基準期間)における勤務成績が優秀である職員・・・6号給
- ・ 基準期間における勤務成績が良好である職員・・・4号給
- ・ 基準期間における勤務成績が上記2項目以外の職員・・・3号給以下

係長級以下の職員については勤務成績が良好な職員と同等の号給数を反映。

※55歳に達した日の属する年度の翌年度以降の職員は、原則昇給しない。ただし、行政職給料表及び消防職給料表の適用を受ける職員で、副課長以上の管理職については、優秀である場合に限り2号給昇給する。

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

加古川市	兵庫県	国
1人当たり平均支給額(26年度) 1,435千円	1人当たり平均支給額(26年度) 1,879千円	—
(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% (抑制後5～12%) 管理職加算 10～20% (抑制後6～11%)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

### 【参考】 勤勉手当への勤務成績(人事評価)の反映状況(一般行政職)

(平成27年12月期)

下記のとおり勤務成績(人事評価)を反映。

- ・ 勤務成績が優秀な職員・・・100分の85
- ・ 勤務成績が良好な職員・・・100分の75
- ・ 勤務成績がやや良好でない職員・・・100分の70
- ・ 勤務成績が良好でない職員・・・100分の65

### (2) 退職手当(27年4月1日現在)

加古川市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置2%～20%)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置2%～45%)		
自己都合 勸奨・定年			自己都合 勸奨・定年		
1人当たり平均支給額	8,102千円	24,024千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

## (3) 地域手当 (27年4月1日現在)

支給実績 (26年度決算)		212,106 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)		120,789 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
全市域	3%	1,756人	3%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)		101.3 (101.3)	

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

## (4) 特殊勤務手当 (27年4月1日現在)

支給実績 (26年度決算)		54,343 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)		91,028 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (26年度)		34.0%	
手当の種類 (手当数)		13	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
有資格業務手当	行政職ほか	安全運転管理ほか	月額 3,000円
災害対策業務手当	全職種	災害対策業務	日額 600～1,500円
用地取得等交渉手当	行政職	用地取得等の交渉業務	日額 200～300円
外勤収納業務手当	行政職	外勤収納業務	日額 200～300円
高所等検査業務手当	行政職ほか	危険を伴う現場での検査又は監督業務	日額 200～300円
社会福祉業務手当	行政職	生活保護業務	日額 150～250円
行旅死亡人取扱手当	行政職	行旅死亡人の埋葬等業務	1回当たり 2,000円
感染症防疫作業手当	医療職ほか	感染症の患者の診療、看護又は搬送等に従事した職員	日額 300～1,000円
道路補修作業手当	技能労務職	道路補修業務	月額 1,500円～3,000円 日額 500円
汚物取扱業務手当	技能労務職ほか	じんかい収集又はし尿取扱業務等	月額 7,000円～15,000円 日額 200円～1,000円
化学分析等業務手当	技能労務職ほか	毒物又は劇物を使用する化学試験又は分析等の業務	日額 150円
医師手当	医療職 (医師)	—	給料月額に100分の50を乗じて得た額に90,000円を加算した額
消防業務手当	消防職	消火活動等又は救助出動による人命救助作業等	1回当たり 150円～500円 日額 2,600円



## (5) 時間外勤務手当

支給実績（26年度決算）	530,929 千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	368 千円
支給実績（25年度決算）	430,110 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	344 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

## (6) その他の手当（27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（26年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ○配偶者 13,000 円 ○配偶者以外の扶養親族 1人につき 6,500 円 ただし、配偶者のない職員の1人目は、11,000 円 ○満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算	同じ	—	197,294千円	244,478円
住居手当	借家27,000円（限度額）	同じ	—	71,946千円	294,862円
通勤手当	交通機関等の利用者 運賃等相当額 （55,000円以下） （6ヶ月定期の価額で支給） 徒歩 不支給 自動車、自転車等の使用者 通勤距離2km未満 不支給 2 km以上 5 km未満 2,000 円 5 km以上 10 km未満 4,200 円 10 km以上 15 km未満 7,100 円 15 km以上 20 km未満 10,000 円 20 km以上 25 km未満 12,900 円 25 km以上 30 km未満 15,800 円 30 km以上 35 km未満 18,700 円 35 km以上 40 km未満 21,600 円 40 km以上 45 km未満 24,400 円 45 km以上 50 km未満 26,200 円 50 km以上 55 km未満 28,000 円 55 km以上 60 km未満 29,800 円 60 km以上 31,600 円	同じ	—	103,877千円	67,278円

管理職手当	管理職の責任の度合いに応じて 定額を支給 <b>【役職区分】</b> 第1種（部長） 110,000円 第1種（担当部長） 97,000円 第2種（次長、局長） 83,000円 第3種（課長） 71,000円 第4種（副課長） 59,000円 第5種（指導主事） 40,000円  医療職給料表（1）適用職員のみ 定率を支給 給料月額14%～22%	同じ	—	278,037千円	798,958円
休日勤務手当	勤務1時間当たりの給与額の 100分の135	同じ	—	136,240千円	224,818円

## 5 特別職の報酬等の状況（27年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 区 町 村 長	904,000円 (1,084,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副 市 町 村 長		896,000円	1,099,000円 / 463,500円
報 酬	議 長	700,000円	770,000円 / 527,400円	
	副 議 長	630,000円	720,000円 / 466,000円	
	議 員	580,000円	670,000円 / 438,800円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長	(26年度支給割合)		
	副 市 町 村 長	4.05月分		
退 職 手 当	議 長	(26年度支給割合)		
	副 議 長	4.05月分		
	議 員			
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 町 村 長	600/100 (在職1年につき)	21,696,000円	任期满了により
	備 考		(26,016,000円)	退職した日
	副 市 町 村 長	350/100 (在職1年につき)	12,544,000円	

- (注) 1 給料の( )内は、減額措置を行う前の額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

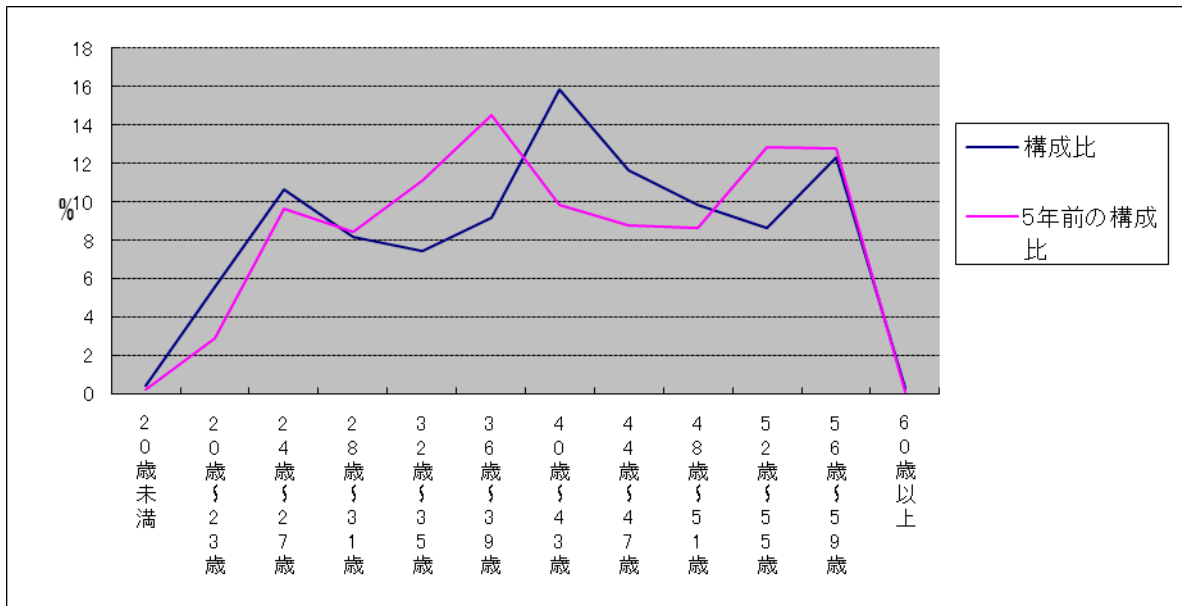
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成26年	平成27年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	11	11	0	
		総務	278	277	△ 1	事務事業の見直し
		税務	87	85	△ 2	事務事業の見直し
		労働	2	3	1	一般財団法人加古川勤労者福祉サービスセンターへ派遣
		農林水産	28	28	0	
		商工	19	19	0	
		土木	140	139	△ 1	事務事業の見直し
		民生	200	205	5	機構改革に伴う事務移管及び子ども・子育て支援に係る政策推進、地域福祉計画策定に係る業務増
		衛生	181	179	△ 2	事務事業の見直し
		計	946	946	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 34.96人 (特例市平均 43.74人)
	教育部門	238	237	△ 1	教育長対象外	
	消防部門	309	309	0		
	小計	1,493	1,492	△ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 55.14人 (特例市平均 61.62人)	
公営企業等会計部門	病院	0	0	0		
	水道	52	49	△ 3	機構改革に伴う事務の統廃合	
	交通	-	-	-		
	下水道	38	37	△ 1	機構改革に伴う事務の統廃合	
	その他	65	65	0		
	小計	155	151	△ 4		
合計		1,648 [1,912]	1,643 [1,888]	△ 5 [△ 24]	<参考> 人口1万人当たり職員数 60.72人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(27年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	7	92	175	134	122	151	260	191	162	142	202	5	1,643

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		991	977	958	955	946	946	△45(△4.5%)
教育		266	243	237	232	238	237	△29(△10.9%)
消防		323	319	315	317	309	309	△14(△4.3%)
普通会計計		1,580	1,539	1,510	1,504	1,493	1,492	△88(△5.6%)
公営企業会計計		598	153	159	156	155	151	△447(△74.7%)
総合計		2,178	1,692	1,669	1,660	1,648	1,643	△535(△24.6%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

## 7 公営企業職員（水道事業）の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
26年度	千円 4,479,591	千円 856,444	千円 369,050	% 8.2	% 11.7

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 105,819 千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	人 59	千円 239,650	千円 52,964	千円 90,137	千円 382,751	千円 6,487	千円 6,219

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、27年3月31日現在の人数である。

##### イ 特記事項

#### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（27年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
加古川市 (水道事業会計)	46.1 歳	381,868円	585,233円
団体平均	44.9 歳	348,021円	517,229円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

加古川市（水道事業会計）		加古川市（一般行政職）	
1人当たり平均支給額（26年度） 1,633千円		1人当たり平均支給額（26年度） 1,435千円	
(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分		(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分	
勤勉手当 1.50月分 (0.70)月分		勤勉手当 1.50月分 (0.70)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（27年4月1日現在）

加古川市（水道事業会計）			加古川市（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置 （定年前早期退職特例措置2%～20%）			その他の加算措置 （定年前早期退職特例措置2%～20%）		
	自己都合	勸奨・定年		自己都合	勸奨・定年
1人当たり平均支給額	0千円	22,754千円	1人当たり平均支給額	8,102千円	24,024千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（27年4月1日現在）

支給実績（26年度決算）		7,660千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）		129,822円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
全市域	3%	56人	3%

エ 特殊勤務手当（27年4月1日現在）

支給実績（26年度決算）		187千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）		26,700円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（26年度）		11.9%	
手当の種類（手当数）		6	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
有資格業務手当	行政職	安全運転管理ほか	月額 3,000円
劇物等取扱手当	行政職	毒物又は劇物を使用する水質検査業務	日額 150円
災害対策業務手当	全職種	災害対策業務	日額 600円～1,500円
用地取得等交渉手当	行政職	用地取得等の交渉業務	日額 200円～300円
外勤収納業務手当	行政職	外勤収納業務	日額 200円～300円
高所等検査業務手当	行政職	危険を伴う現場での検査又は監督業務	日額 200円～300円

オ 時間外勤務手当

支給実績（26年度決算）	21,451千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	466千円
支給実績（25年度決算）	17,333千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	403千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（27年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異動	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人 当たり平均支 給年額 (26年度決算)
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に支給 ○配偶者 13,000円 ○配偶者以外の扶養親族 1人につき 6,500円 ただし、配偶者のない職員の 1人目は、11,000円 ○満16歳の年度初めから満22 歳の年度末までの子1人に つき5,000円を加算	同じ	—	8,898千円	269,648円
住 居 手 当	借家27,000円（限度額）	同じ	—	1,903千円	317,233円
通 勤 手 当	交通機関等の利用者 運賃等相当額 （55,000円以下） （6ヶ月定期の価額で支給） 徒歩 不支給 自動車、自転車等の使用者 通勤距離2km未満 不支給 2 km以上 5 km未満 2,000円 5 km以上 10 km未満 4,200円 10 km以上 15 km未満 7,100円 15 km以上 20 km未満 10,000円 20 km以上 25 km未満 12,900円 25 km以上 30 km未満 15,800円 30 km以上 35 km未満 18,700円 35 km以上 40 km未満 21,600円 40 km以上 45 km未満 24,400円 45 km以上 50 km未満 26,200円 50 km以上 55 km未満 28,000円 55 km以上 60 km未満 29,800円 60 km以上 31,600円	同じ	—	3,524千円	76,612円
管理職手当	管理職の責任の度合いに応じて 定額を支給 【役職区分】 第1種（部長） 110,000円 第1種（担当部長） 97,000円 第2種（次長、局長） 83,000円 第3種（課長） 71,000円 第4種（副課長） 59,000円	同じ	—	9,312千円	775,961円
休日勤務手当	勤務1時間当たりの給与額の 100分の135	同じ	—	31千円	6,165円